

台風等による休講について

次の場合は休講とします。

1. 気象警報による休講は、**暴風警報等が筑豊地方に発表されたときとする。**
また、授業時間中に暴風警報等が発表されたときは、授業を中止して休講とする。
2. 台風による休講は、暴風警報が解除した時刻により、次のとおりとする。
 - (1) 午前6時までに解除されたときは、平常どおり授業を行う。
 - (2) 午前10時までに解除されたときは、午後から授業を行う。
午前10時を過ぎて解除されないときは、休講とする。
3. 筑豊地域の公的機関（電車・バス）が運休した場合。
4. 上記以外に、特別な状況に応じて、授業を短縮又は休講とすることがある。